

特別部会設置要綱

平成29年8月29日決定

(設置)

1. 国土審議会令（平成12年政令第298号）第3条第1項の規定に基づき、土地政策分科会に特別部会（以下「部会」という。）を置く。

(任務)

2. 部会は、喫緊の課題である所有者不明土地問題に関する制度の方向性等に関する事項及び中長期的課題として人口減少社会における土地制度のあり方について調査審議し、その結果を土地政策分科会に報告する。

(庶務)

3. 部会の庶務は、国土交通省土地・建設産業局企画課において処理する。

(雑則)

4. この要綱に定めるもののほか、部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

5. この要綱は平成29年8月29日から施行する。

ワーキンググループの設置について

1. 趣旨

所有者不明土地に関する制度の方向性等に関する事項及び人口減少社会における土地制度のあり方について検討を行うにあたっては、土地所有権と公共の福祉との関係や土地所有者の責務など土地に関する権利のあり方についても検討を行う必要がある。

特に、財産権及び所有権、公共の福祉等に関して、憲法・民法等における考え方など、法制的な観点を踏まえつつ検討を行っていく必要がある。

そのため、国土審議会土地政策分科会特別部会の下に、課題・論点等について法制的な観点から集中的に検討することを目的に、学識者によるワーキンググループを設置する。

2. 会議

- (1) 会議は、部会長が開催し、出席者は委員の中から部会長が指名する。
- (2) 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。
- (3) 会議は非公開とし、議事概要及び配付資料は原則として公表する。

3. 雑則

その他、会議の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。